

すすすく消費者

島根県 平成21年度
消費者教育情報紙 第25号

■トピックス(P1)

・平成21年9月1日『消費者庁』が発足しました

■消費者教育情報コーナー (P2-P5)

・消費者を守る仕組みが強化されます！

■実践教育事例(P6-P11)

・島根県社会科教育研究会

・島根県中学校技術・家庭科研究会

■島根県金融広報委員会からのお知らせ (P12)

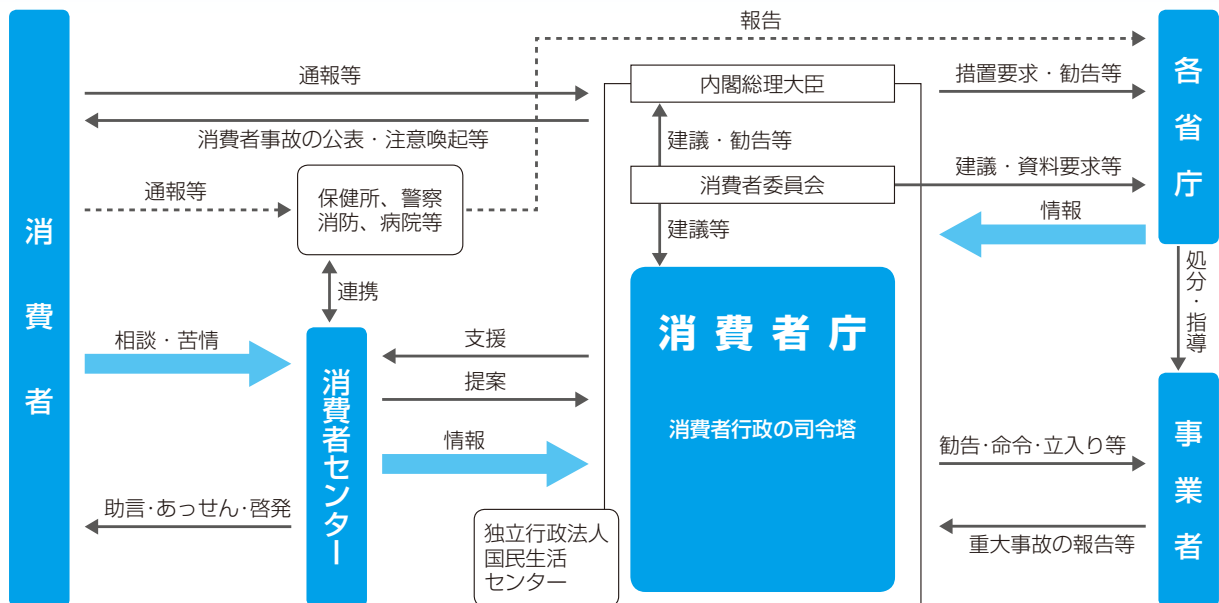
トピックス

平成21年9月1日 『消費者庁』が発足しました

近年、製品事故や相次ぐ「食の安全」を脅かす事件の発生等、消費者に不安をもたらす問題が相次いで明るみになりました。こうした状況を受け、平成21年9月1日、国の組織として「消費者庁」が発足しました。

これまでの消費者行政は、産業振興の間接的・派生的テーマとして、縦割りの、複数の省庁により行われてきました。このため、省庁間の情報交換や共有ができないまま対応が遅れ、被害が拡大することもありました。また、「こんにゃくゼリー」のような、各省庁が所管する既存の法律では規制の網がかからない「すき間事案」に対応できないなどの問題も明らかになりました。

消費者庁は、様々な消費者事故などの情報を集約・分析し、消費者に注意喚起をしたり、製品の回収などの対策をとって、被害の拡大を防止します。また、「表示」・「取引」・「安全」・「物価」に関する31の法令を所管し、「すき間事案」にも対応するなど、消費者行政の司令塔と執行の役割を担います。



消費者を守る仕組みが強化されます!

新しい特定商取引法、割賦販売法が 平成21年12月1日の契約から適用

訪問販売による被害や、クレジット契約により多額の債務を抱えてしまう事例が後を絶ちません。断っているにもかかわらず執拗な勧誘を繰り返したり、過剰な量の商品売りつけたり、返済・支払能力を超えたクレジット契約を締結させるなどの悪質な事例が目立ちます。

そこで、こうした消費者被害を防止し、取引の公正を確保するため、平成21年12月から特定商取引法が改正されました。

また、高額な消費者被害の多くでは、個別クレジット契約が活用されていたことから、割賦販売法も併せて改正されました。改正のポイントはつぎのとおりです。

ポイント
1

規制の抜け穴の解消 ー特商法第2条・割販法第2条ー

- 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売の規制の範囲が拡充されました。

従来：法令で指定された商品・役務に規制範囲を限定

||

規制範囲外の商品等による被害事例が発生

▼

改正：原則すべての商品・役務を規制範囲とした。
規制対象から除外されるものが法令に規定。(特商法第26条等)
例：自己の営業のために、又は営業として行われる取引
事業者がその従業員に対して行うもの

- 訪問販売、電話勧誘販売の商品・役務は、原則すべてクーリング・オフの対象となりました。その上で、クーリング・オフになじまない商品・役務を規制対象から除外しました。
【クーリング・オフの対象から除外される商品・役務】(特商法第26条等)

- ・総額が3千円未満で、現金等により代金支払済の場合
- ・消耗品(化粧品・健康食品等)を使ってしまった場合
- ・自動車販売及び自動車リース
- ・電気・ガスの供給、葬儀等

クーリング・オフ
できないんですか?



- 割賦の定義が見直され、「2ヶ月を超える1回払い、2回払い」も規制対象になりました。

従来：2ヶ月以上かつ3回以上の分割払いが規制対象

||

購入してから2ヶ月を超えるボーナス等の一括払いにおける被害事例の存在

▼

改正：2ヶ月を超えるクレジット契約は、一括払いも含めてすべて規制対象とした

- 訪問販売業者に契約をしない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることが禁止されました。《再勧誘の禁止》（特商法第3条の2）

⇒販売員による度重なる訪問、長時間居座るなどの「執拗な勧誘と販売」により、高額な被害事例が多発したことから、規制が設けられました。

【注意：「契約をしない旨の意思表示」とは】

- ◆「その商品はいりません」「関心がありません」「お断りします」等、**明示的に契約締結の意思がないことを示すこと。**
- ◆「今は忙しいので後日にして欲しい」とのみ告げた場合など、その場その時における勧誘行為に対する拒絶意思の表示は、「契約をしない意思表示」に該当しない、とされているため注意が必要。

【補足：新たに訪問販売業者に課せられた努力義務】

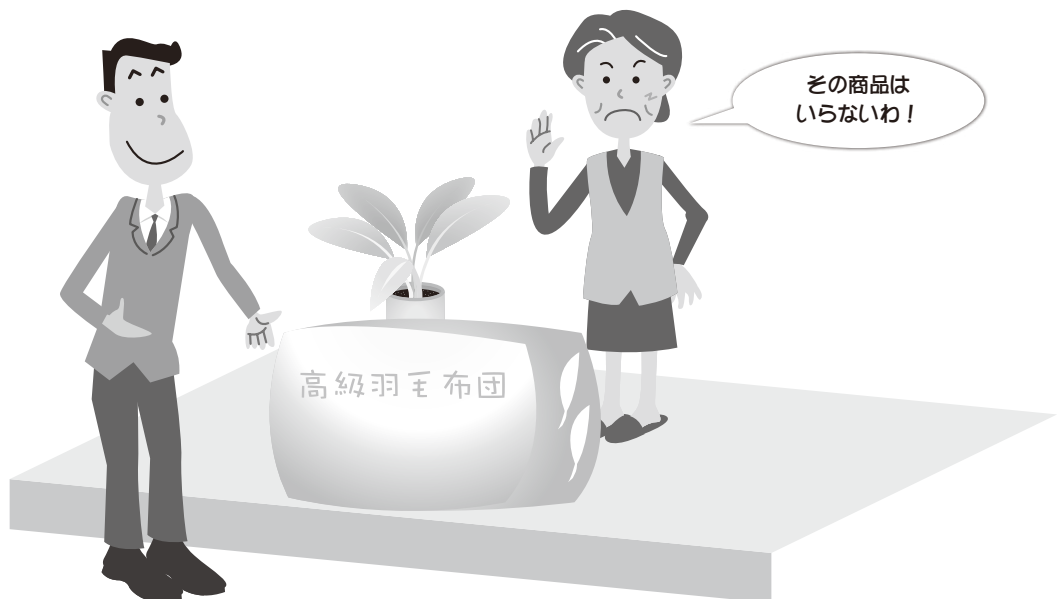
- ◆訪問販売業者は、勧誘開始時に消費者に勧誘を受ける意思があるかどうかを確認することに努めなければならないこととされました。

- 訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除が可能となりました。（消費者にその契約を結ぶ特別な事情があったときは除く）《過量販売の規制》（特商法第9条の2）

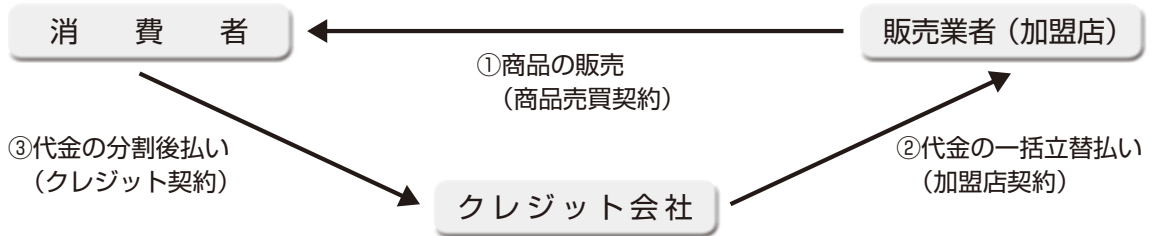
⇒「過量販売」「次々販売」など、過剰な量の商品を購入させられる被害が増えたことから、規制が設けられました。

【補足：過量販売に対する個別クレジット契約は…】

- ◆1年以内なら解除することが可能とし、既払金返還も可能となりました。
（割販法第35条の3の12）



個別クレジット取引の構図



- 個別クレジットにクーリング・オフ制度を導入。クレジット契約（与信契約）をクーリング・オフすれば、販売契約もクーリング・オフされます。（割販法第 35 条の 3 の 10～11）

【注意】

法的には、クレジット契約のみをクーリング・オフすれば、同時に販売契約もクーリング・オフとなります（クレジット業者は、販売業者に対して、当該契約がクーリング・オフされたことを通知する義務を負っています。）。

しかし、消費者トラブルの発生を予防する観点から、クーリング・オフの通知は、クレジット業者と販売業者の両者に行うことがよりよい方法です。

【クーリング・オフができる「特定商取引」とその期間】

取引内容（特定商取引）	期 間	適用対象
訪問販売	8日間	原則すべての商品・役務（例外は「ポイント1」を参照）指定権利（ゴルフ・スポーツ会員権、映画等チケット等）
電話勧誘販売	8日間	
特定継続的役務提供	8日間	エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
特定連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間	すべての商品とサービス
業務提供誘引販売（モニター商法・内職商法）	20日間	すべての商品とサービス

【注意：「個別クレジット」とは】

クレジットカードを使わず、商品を購入することにクレジット契約するもので、自動車ローンや高額家電製品のクレジットなどが代表例です。

なお、このほかクレジットには、クレジットカードの限度内で包括的に契約を結ぶ「包括クレジット」があります。包括クレジットにおけるクーリング・オフは、割賦販売法改正後も従来の方法（販売業者とクレジット業者の両者にクーリング・オフの通知を行う）で行う必要があります。

- 個別クレジット会社は、通信販売を除く特定商取引に契約書面の交付が義務づけられました。（割販法第 35 条の 3 の 8～9）

従来：販売業者が書面を交付

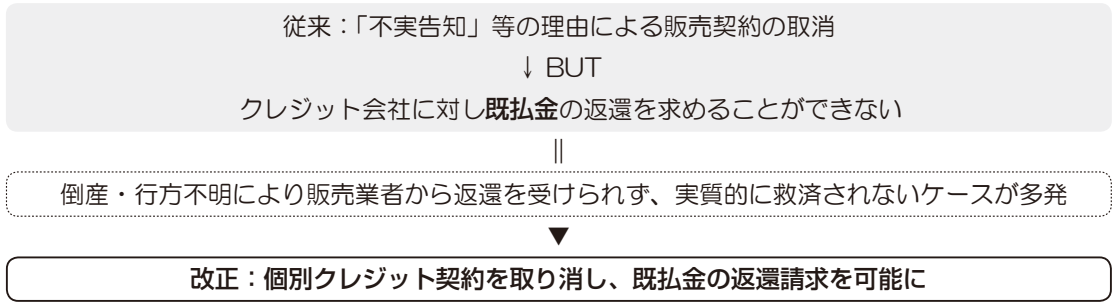
||

支払総額の記載が空白である等の不備書面が多発



改正：販売業者のみならず個別クレジット会社も書面交付を義務づけ

- 訪問販売業者がうその説明等による勧誘を行った場合、個別クレジット契約を取り消して既払金の返還請求が可能になりました。(割販法第 35 条の 3 の 13 ~ 16)



- クレジット会社に、指定信用情報機関を利用した消費者の支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超えるクレジット契約が禁止されます。(割販法第 30 条の 2 等)
⇒多重債務問題対策の一環として規制が設けられました。



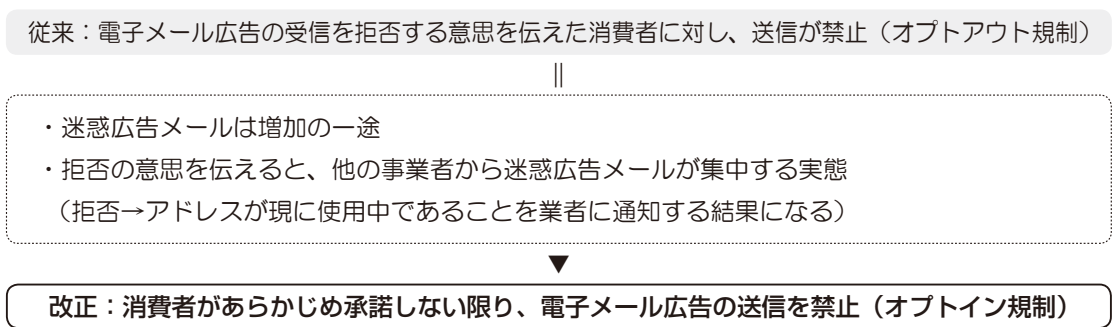
ポイント
4

インターネット取引等の規制強化 —特商法第 11 条等—

- 通信販売で返品可否・条件・送料の負担(返品表示)を広告に表示していない場合、8 日間、送料を消費者負担で返品(契約の解除)が可能となりました。(特商法第 11 条、12 条、15 条)
⇒返品・交換に関するトラブルが多発している実態から、新しく規定されました。



- 電子メール広告の送信は、消費者があらかじめ承諾・請求しない限り原則的に禁止となりました。(特商法第 12 条の 3)



『身近な消費生活に関心を持ち 豊かな生活を作り出す子どもの育成』

～3年生 「スーパーマーケットの学習」を通して～

指導者 出雲市立朝山小学校 安部 清志

1. はじめに

本校は、出雲市中央部より南に入った中山間地にある。児童は、週に1・2回程度、家族と一緒に中央部にある商店に出かけ、文房具やお菓子・洋服など自分の生活に必要な物資を買う経験をしている。買い物の仕方については、自分での趣味や嗜好・値段によるところが大きい。家族の消費生活に対する思いや願いについては、言葉としては聞いているが自分たちが普段目にしたり食べたりしている品物とは必ずしも結びついていないのが現状である。

スーパーマーケットは、生鮮食品を中心とした食料品をはじめ、生活用品を中心に、毎日の生活に必要な物資を販売している。販売にあたっては、消費者のニーズを的確に把握し、それに応じた商品の仕入れ・販売の工夫を行っている。

そこで、スーパーマーケットの学習を通し、インタビューを始めとした体験活動を行うことにより、働く人の様子を具体的に観察・調査し、消費者のニーズや願いを理解するとともに、消費者としての自覚を高めたいと考えた。また、実際に目的を持って買い物をすることにより、消費者としての立場を実感的に捉え、よりよい消費生活をしていこうとする実践的な態度を育てたいと考えた。

2. ねらい


家庭における買い物調べやスーパーマーケット見学を通し、消費者は、安全・安心・安価の面等から買い物の工夫をしていることに気づくとともに、買い物学習と関連付けることにより、計画的に、またニーズに即した消費生活をしようとする態度を育てる。

3. 指導計画 (12 時間)



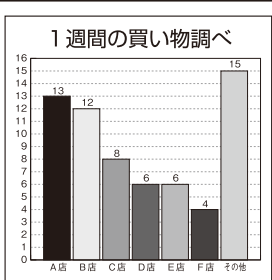
4. 授業の実際

【家庭における買い物調べ】
どうしてA店に行く人が多いのだろう。



- ・食べるものは毎日いるからよくいくと思う。
- ・近くだから、いるものがすぐに見える。
- ・仕事の帰りに行くといっていた。
- ・安い日があるといっていた。
- ・うちの家からも朝とった野菜を出しているよ。

1 週間の買い物調べ



店名	人数
A店	13
B店	12
C店	8
D店	6
E店	6
F店	4
その他	15

◇買い物調べをグラフ化したり、聞き取りメモをもとに話し合ったりすることにより、「交通の便」「安さ」「品物の新鮮さ」が、お店を選ぶ要因となっていることに気がついていった。

[スーパーマーケットの見学]

どんな工夫をしているのだろう



- ・直産コーナーがあったよ。作った人の名前もあったよ。
- ・野菜に水をやって、元気にしていたよ。
- ・魚や弁当は買う人から見えるようになっていたよ。
- ・品物が安い日が決めてあったよ。かんぱんも工夫してあったよ。
- ・ポイントのたまるカードやゲームがあったよ。
- ・買う人がよく見えるように品物のならび方が工夫してあったよ。
- ・リサイクルコーナーがあったよ。

◇子どもたちは、見学やお客さんのインタビュー、店長さんへの聞き取りを通して、スーパーマーケットは、消費者の立場から①安心・安全・新鮮な品物②買いやすさ③購買意欲を高めるような工夫をしていることを見つけた。

[買い物しよう]

どんなことに気をつけてちょう理のざい料を買おうか



- ・買いすぎないようにするよ。
- ・安心・安全な品物を買うよ。賞味期限・消費期限をみるよ。
- ・どこで作られたものか見て買うよ。
- ・値段を見て、安いものを買うよ。



- ・くだものや野菜は、新鮮なものを買ったよ。
- ・日本産のものを買おうと思ったのに、安かったから外国産のものを買ってしまったよ。
- ・いっぱい買ってしまって予算オーバーしてレジで少し返したよ。

◇事前にスーパーマーケットの学習を通して、よりよい消費生活を考えていたにも関わらず、知識と行動が一致しない面も多くみられた。そこで、再度うまくいかなかった原因を考え、大切な点として①必要性②賞味期限・消費期限③値段という順番を決め、文化祭での買い物学習につなげた。

文化祭では、前回の経験を生かし、ほとんどの児童が目的にあった買い物をすることができた。

5. 考 察

よりよい消費生活をしていこうとする態度を育てるためには、得られた知識や技能を活用する場が必要である。今回、社会科の学習と関連付けて2回の消費活動を取り入れたことは、知識を自分のものとするとともにそれを活用していこうとする実践的な態度に結び付いていったと思う。学習内容をいかに実生活に結び付けていくかという視点を持って、消費者教育にあたっていくことが大切であると感じた。

今後は、発達段階を考え、環境保全の面や経済面からもアプローチしていくことが必要である。

主体的に情報を収集し 合理的な判断ができる消費者の育成

～起業シミュレーションを活用した経済学習～

指導者 島根大学教育学部附属中学校 竹崎 葉子

1. 単元名 企業を通して経済を考えよう（3年生 社会科公民的分野）

2. 目標

- （1） 経営者の立場にたって価格決定を行うことにより、価格決定のしくみを理解し、自らの消費生活に生かすことができる。
- （2） 消費者の立場にたって、投資や商品購入を行うために、株式や商品についての情報を収集し分析することができる。
- （3） 企業学習を進める中で、労働者の権利の大切さに気づく。

3. 単元指導計画 （11時間）

- 班で株式会社を起業しよう（1時間）
- 町でマーケティングをしよう（2時間…校外学習）
- 事業計画を立て商品開発をしようⅠ（1時間）
- 商品のプレゼンテーションをしよう（1時間）
- 商品を購入しよう、投資をしようⅠ（授業時間外）
- 株主総会の資料をつくろう（1時間）
- 株主総会を開こう（1時間）
- 経営を見直そう（1時間）
- 代表取締役会議を開こう（授業時間外）
- 事業計画を立て商品開発をしようⅡ（2時間…3年全クラス一斉社会科）
- 商品を購入しよう、投資をしようⅡ（授業時間外）
- 学習のまとめをしよう（1時間）



4. 授業記録

- ① 班で株式会社を起業しよう
 - ・学習班（5人）で以下のような前提条件のもと、どのような企業をつくれればよいか、どのような商品（品物やサービス）を開発すればよいかを考えた。

今年NHK朝の連続ドラマ「だんだん」が放送され、松江が全国的に脚光を浴びているはずなのに……何か、松江の町には元気がない気がする。不景気だからかな……。

もっともっと松江の町を元気にしたい！国際文化観光都市でもある美しい水の都松江を全国の人に好きになってもらいたい！そんな思いから、起業を思いつきました。

- ・学研「街のTシャツ屋さん」（無料配布資料）を1人一冊ずつ用意し、用語理解などの助けとした。
- ・社長、会計係、商品開発担当社員、販売促進担当社員などの役割分担を行った。

② 町でマーケティングをしよう

- ・商品が売れるかどうかを各班で1人ずつが松江市内の店を訪ね価格調査を行い、もう1人がJR松江駅で「〇〇のような商品があったら購入するか?」「何円だったら購入するか」「どのような商品がほしいか」といった聞き取り調査を行った。その他の班員は、パソコンルームで原価や経費についての情報を収集した。

③ 事業計画を立て商品開発をしよう I

- ・収集した情報をもとに商品開発を行い、商品の特色や価格設定、資本金や販売方法などの事業計画をポスターにまとめた。

④ 商品のプレゼンテーションをしよう

- ・ポスターをつかって、自分たちの起こした企業と商品の説明を行った。その後、学級にポスターを掲示し、投資をしようと思う企業のポスターにピンクのシール、商品を買いたいと思う企業のポスターに黄色のシールを貼っておくように生徒に伝えた。
- ・ピンクのシール1つで商品が1日10(30日で300)売れたとして計算し、黄色のシール1つで5万円の投資(1株1万円×5)が得られたとして計算することにした。

⑤ 株主総会の資料をつくろう

- ・収入の計算をし、社員の給与や運営経費を考え、株の配当を考えて支出の計算を行った。

⑥ 株主総会を開こう

- ・収支決算の報告を行った。株価が上がった企業や、下がった企業があり株主であるクラスメートが積極的に理由の説明を求めたり、経営改善に向けての意見を発表した。
- ・企業ごとに株主総会でた質問に対する答弁をワークシートにまとめ、経済新聞と題して廊下に張り出した。また、企業ポスターも廊下に貼りだし、他の学級の状況もわかるようにした。社長が他の企業の社長と接触し、合併や買収を考える企業もでてきた。

⑦ 事業計画を立て商品開発をしよう II

- ・学級という単位をといて、一斉社会科授業を行い合併、買収に対応した。
- ・事業計画の見直しや、新たな商品開発、価格の見直しなどを行った。
- ・価格以外にその企業の商品が売れる理由について、各自がさまざまな企業の取り組みを調べ資料を持ち寄って、企業の社会貢献についても考えた。
- ・合併などを行った企業は新たにポスターを描き直し、他の企業はポスターに描き加えて廊下に掲示し再び、投資と商品販売を行った。

⑧ 学習のまとめをしよう

- ・収支の計算を行い、株価の変動を掲示した。
- ・イメージアップやワークシートを記入してまとめをした。



5. 学習のまとめ

これまで、起業シミュレーション学習や株式学習ゲームは選択社会科や経済単元のまとめとして行われることが多かったが、今回、企業、商品を購入する消費者、投資家、労働者の立場に立って多角的に経済を学べるように単元自体を組み替えてみた。以下、生徒の「気づいたこと、考えたこと」を掲載し、まとめとしたい。

- ・私たち消費者が安いものを求めているので、企業は賃金の安い外国に進出していっています。これ以上産業の空洞化が進まないようにするには、消費者が商品を購入する時に、ただ値段が安いということで買わずに、どこで、どのように作られたかなどを知ろうとし、商品を理解して買うことが大事だと気づきました。
- ・企業の自由競争があるから、安くて安全なものを買うことができると気づきました。消費者も安い商品を選んで家計の負担を軽くするのも大切だけど、環境への負担が少ないものを買って、企業がその消費者の反応を受けエコ商品を開発していくことで、環境への負担も減らせると思いました。消費者の選択が、環境をよくすることにつながると気づきました。
- ・消費者の立場から企業を見ると、商品だけでなく社長や社員の信頼できる態度や熱意、やる気も気になってしまったので、商品もだけど、働く人も良い企業が理想だと思えました。

「賢い消費者になるために」

～生活に結びつけた教材の工夫～

浜田市家庭科部会

1. はじめに

我々を取り巻く消費生活は販売方法が多様化してきており、それにまつわる情報が氾濫するなど大きく変化してきている。生徒も物資やサービスの消費に関わることが多くなり、それに伴って消費者を巡るトラブルに巻き込まれることも少なくない。発達段階に応じた消費者教育が必要になってきていることを痛感する。そこで、身近なテーマを題材とした実践的・体験的な学習を通して消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させることが、消費者として責任をもって行動できることにつながると考え、指導の工夫を試みた。

2. 学習のねらい

- ・消費に関わる身近な問題点について考えることを通して、消費者の一員であるという自覚をもつ。
- ・消費生活に関する基礎的な知識を習得する。

3. 実践の流れ

時	学習内容	学習活動
第1次	○自分の消費生活を振り返る。 ○購入にまつわる失敗経験をあげる。	・自分の消費生活をチェックシートで振り返る。 ・物の購入は売買の契約であることをおさえ、自分も消費者の一員であることを確認する。 ・さまざまな販売方法、支払い方法について知る。
第2次	○消費に関する失敗経験を振り返ることを通して、商品購入時のポイントを整理する。	・買い物の失敗経験をカードにまとめる。(自分の経験、家族の経験など) ・失敗の原因を考えながらKJ法を用いてグループ分けをしていく。考えられる原因もあわせて整理する。 ・商品購入時のポイントをまとめる。
第3次	○商品にはどんな表示があるか知る。 ○消費者の権利と保護について整理する。	・商品のパッケージを持ち寄り、表示に注目させるために書かれている内容をワークシートに整理する。 ・消費者の権利と保護を守る法律について知る。
第4次	○悪質商法とクーリング・オフ制度について知る。	・多様化している悪質商法について知るとともに、クーリング・オフ制度について理解する。 ・学習のまとめとして「悪質商法対策ゲーム」をする。
第5次	○環境への影響について考えながらエコクッキングをする。	・エコクッキングのポイントをまとめ、ホワイトシチューの調理をする。
第6次	○賢い消費者になるための標語作り	・学習したことを振り返り、標語を作成する。

4. 学習の様子

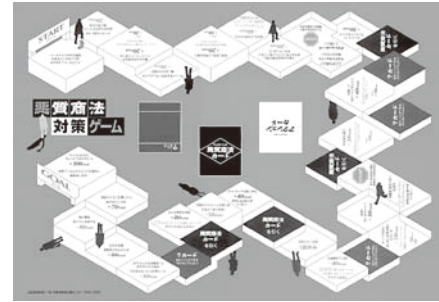
第3次 商品にはどんな表示があるか知り、消費者の権利と保護について整理する。

食品や日用品などいくつかの商品を準備し、生徒は表示されている内容をワークシートに記入する。商品に書かれている注意書きに着目させ、なぜそのような注意書きがしてあるのかを考えさせる。消費者には「知らされる権利」や「安全を求める権利」などがあることの説明を加える。また、製造者側には「PL法」があることも説明する。生徒は表示を見ながら「こんなことまで書いてあるんだ」と驚きながら興味深く見ていた。



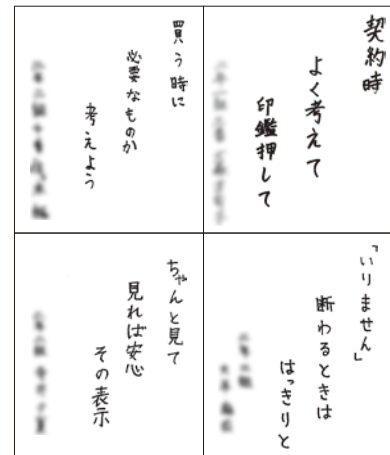
第4次 悪質商法とクーリング・オフ制度について知る。

(財)消費者教育支援センターが作成している「悪質商法対策ゲーム」をグループごとに行った。生徒はすごろくやカードによるゲームを楽しみながら、さまざまな悪質商法の事例とその対策について学んだ。生徒はクーリング・オフが適用される場合とそうでない場合をしっかりと確認しながら楽しくゲームに取り組んでいた。



第6次 賢い消費者になるための標語作り

これまで学習してきたことを振り返りながら、消費生活のまとめとして標語作りを行った。生徒は悪質商法対策ゲームやエコクッキングなどの活動を通して学んだことを、短い言葉の中にまとめた。これらの標語を自らの学習のまとめだけでなく、消費者を取り巻く問題に関する啓発活動としても役立てるために、校内掲示をした。さらに家庭や地域へも発信していきたい。



5. 生徒の感想（第3次の授業を終えて）

- ・注意書きを読まない人も悪いと思うけど、商品の注意書きはいっぱいあるから、目の悪い人とかは読む気にならないと思う。
- ・今まではこんなに真剣に注意書きを見たことがなかったが、これからは気をつけて見るようにしたいと思った。
- ・企業側があればこれ注意書きをするのは何か問題が起こったときに責任を負わないようにするための方法のように思えた。

6. まとめ

ゼリーを食べてのどに詰まらせ死亡者が出たというニュースが話題になった時期の授業であった。身近な商品で人の命が奪われるという事件を知り、普段は何気なく見ている表示にもいろいろな情報が書かれていることがわかったようである。

自分も消費者の一員であるという意識が低い生徒に対して、身近な資料を用いることや、体験的な活動を取り入れることを通して消費生活の課題、また、消費者の権利や義務についても学ぶことができたといえる。さまざまな情報が氾濫する中で、自分に必要な情報を選択し、行動することができる賢い消費者となるきっかけとした。

島根県金融広報委員会からのお知らせ

当委員会では、子どもたちの「生きる力」を養うために、
中立・公正な立場から
金銭・金融教育の支援を行っています。

金銭・金融教育とは…

- 金銭や物に対する健全な価値観を身につける
 - 金融や経済のしくみを学ぶ
 - 消費者教育
 - 職業観の育成
- など様々な教育分野と関わる幅広い取り組みです



無料で講師を派遣します

学校での授業や講演会、教員の研修会や保護者会などに、金融広報アドバイザーなどの講師を無料で派遣します。以下はその一例です。ぜひ、お気軽にご連絡ください。

小・中・高等学校の授業では…

- おこづかい帳をつけてみよう
- 金融・経済ってな～に？
- 金融トラブルに遭わないために など

教員の研修会では…

- 金銭・金融教育とは何か？
- 金銭・金融教育を授業に取り入れるには など

保護者会では…

- 家庭での金銭・金融教育について
- ライフプランについて など



インターネットで『知るぽると』にアクセスしてみてください♪

金融広報中央委員会のホームページには、今すぐ役立つ情報が盛りだくさんです。

ホームページアドレス <http://www.shiruporuto.jp/>

例えばこんな内容があります

- 金融教育ステーション** 教材や事例など金銭・金融教育を支援する内容が満載です。
- おかねのね** 楽しみながらお金について学べます。
- はじめての金融教育** ワークシート付き入門ガイドと役立つ実践事例を紹介しています。
- 金融と経済のしくみ** 金融商品や金融取引の基本を解説しています。お役立ちデータも満載です。
- 暮らしのマナー情報** 年金や税金など身近なお金の問題を分かりやすく解説しています。

また、**刊行物のご案内** に掲載している冊子・事例集等を無料*で配付しています。

※無料と記載があるものに限りです。

<お問い合わせ先> 島根県金融広報委員会事務局
〒690-8553 松江市母衣町55-3 日本銀行松江支店内
TEL：0852-32-1509 FAX：0852-32-2042
<http://www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html>



編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成22年2月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL(0852)22-5103 FAX(0852)32-5918

ホームページURL(<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
お寄せください



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。

古紙配合率100%再生紙を使用しています